

分 類	留意事項 (総合的に考慮すべき事項、政令第10条より)	意 見
<p>【治水】 災害の発生の防止又は軽減に関する事項 (政令第10条 第1号)</p>	<p>過去の災害の発生状況、 気象、地形、地質、開発 状況</p>	<p>中ノ口川の河川整備もあわせて行わないと、また異常降雨があった場合に排水規制が行われることになり、現在も不安な状況である。</p> <p>平成16年7月出水時に上流の支川で氾濫が生じたために結果的に大きな災害が発生しなかったが、支川の中ノ口川において計画高水位を約18時間超過したという実績を踏まえると、水門の水位調節を再度見直すべきではないのか。</p> <p>河川法に水害防備林が位置づけられているので、河川景観を含めて水害防備林の位置づけを再考していただきたい。</p> <p>今後、温暖化による記録破りの豪雨が懸念されることから、遊水池、排水（固定、機動）等、万が一の溢水を前提とした対応を強調すべきではないか。</p> <p>住民が理解しやすく、対応しやすい形での伝達体制が整備されるようお願いしたい。今後は、リアルタイムの情報発信が行われていることを住民に周知していくこと、想定される避難経路を事前に住民に認識してもらう、等の必要がある。</p> <p>洪水情報の把握と得られた情報の伝達は非常に重要であるが、その先の避難指示まで具体的に詰める必要がある。自治体任せでなく、住民も参加する意識を持つべきだと思うが、その前段として、的確な情報を伝える必要がある。</p> <p>これまでのハード対策、ソフト対策がうまく災害の防止や軽減につながっていくためには、住民に必要な情報を十分に提供すると同時に、住民の普段からの認識・理解がないと機能しない。多くの住民に事前に必要な情報が伝わって、災害時にうまく行動できるかについて、確認する必要がある。</p> <p>転居した際に転居先の市役所、区役所なりでハザードマップをもう一遍手渡すなど、細かなところでフォローアップするような仕組みが必要である。また、ユニバーサルデザインの観点からいくと、多様な手段での情報提供がない限り、障害者や高齢者が避難するには予想以上の時間がかかる。「自助、共助、公助の精神のもと」という記載もあるように、「住民の協力なしではできません」ということも含め、平素から多様な形での情報提供が望ましい。</p> <p>浸水被害が発生した時、住宅レベルでこういった対策をとるべきかを知ってもらうことを実施していく必要があるのではないかと。床下、床上浸水した場合の被害内容や、具体的な被害金額を出してもいい。こういったことをすれば住宅レベルである程度被害を最小にできるかとか、家財を守るためにはどうすればよいかといったことも知ってもらうことにより、より意識が高まっていく。</p>

分 類	留意事項 (総合的に考慮すべき事項、政令第10条より)	意 見
<p>【治水】 災害の発生防止又は軽減に関する事項 (政令第10条 第1号)</p>	<p>過去の災害の発生状況、 気象、地形、地質、開発 状況</p>	<p>洪水ハザードマップを含め、洪水の危険性に関して住民にわかりやすい情報を提供することに関して、よりきめ細かい方法を引き続き御検討いただきたい。</p> <p>既に配布している関係市町村が多い状況であるが、ハザードマップの内容そのものを住民が理解できているかが重要であり、内容の説明やフォローアップの場も必要。</p>
<p>【利水】 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 (政令第10条 第2号)</p>	<p>流水の占用、舟運、漁業、観光、清潔の保持、塩害防止、河口閉塞防止、河川管理施設保護、地下水維持</p>	<p>最近の地球温暖化の影響で農業用水が9月に入っても必要という意見が出ている。</p> <p>亀田郷等で実施されている「環境用水」の考え方を水質の浄化といった観点だけでなく、都市部水路の環境良化等、より発展させて整備計画に盛り込んでいただきたい。</p>
<p>【環境】 河川環境の整備と保全に関する事項(政令第10条 第3号)</p>	<p>流水の清潔の保持、景観、動植物の生息・生育状況、人と河川の豊かな触れあいの確保</p>	<p>信濃川下流管内の旧白根市、三条市等も含めて下流部全体で(自然)環境というものをもう少し考えていく必要がある。</p> <p>桃の花、梨の花など河川敷を利用して果樹栽培をやられているが、これらを見る場所がない。「やすらぎ堤」だけでなく、川と一体となった環境(景観)の良いところを楽しむ空間というものをもう少し広範囲に考えて頂きたい。</p> <p>信濃川が育んだ周辺の遺跡の保存・活用に配慮していただきたい。</p> <p>明治時代に松本まで4万尾ほどサケが上っていたが現在はもう上っていない。また、風土を生かしたのものとして舟運文化が存在し、そういうことも含めた哲学的なものが整備計画に欲しい。</p> <p>信濃川における舟運の機能を復活していただきたい。</p> <p>地方自治体、地域住民、関係諸機関と協力して、史跡整備やまちづくりと一体となった河川整備を進めていただきたい。</p>

分 類	留意事項 (総合的に考慮すべき事項、政令第10条より)	意 見
<p>【環境】 河川環境の整備と保全に関する事項（政令第10条 第3号）</p>	<p>流水の清潔の保持、景観、動植物の生息・生育状況、人と河川の豊かな触れあいの確保</p>	<p>環境は環境、利活用は利活用と分けるのではなくて、市民の営みを支えるという面で、安全を支える治水・利水、市民が楽しむ・憩うという意味での親水など、人の営み・暮らしの面から議論することを意識して進めていただきたい。</p> <p>「やすらぎ堤」と川との関係は非常に魅力的だが、まちから見ると大きな山（丘）になっており、まちと河川との接続の部分を少し考えていく必要があるのではないかと。</p> <p>舟から見える岸辺の景観が蒲原の原風景がしのばれるように復元整備していただきたい。</p> <p>河川景観については、信濃川そのものの景観（近景）の豊かさを書き込む必要がある。</p> <p>信濃川下流部の洗堰～黒埼地先までは、良好な水辺の景観が展開しており、農業利水、氾濫、濁水、水質汚濁等に配慮した河川整備をして頂きたい。</p> <p>（基本方針本文に）「ウグイ漁」の記載があるが、「サケ・マス漁」と書いた方が良いのではないかと。信濃川のスケールからすれば、その豊かさみたいなものを表現した記述にしていきたい。</p> <p>信濃川下流では「ウグイ漁」をやれる場所がなく、記載してはいけない。また、港湾区域になるが、万代橋や昭和大橋から眺められるサケの流し網、サクラマスの流し網、カワヤツメ漁などの方が信濃川らしい。信濃川は日本一魚の種類が多いということを踏まえて、もっと新潟県の象徴となるような魚を記載したほうが良い。</p> <p>多自然型川づくりを推進していることは大賛成だが、生物だけでなく人にとっても、安心して利用できるように整備を進めていただきたい。</p> <p>ヨーロッパの河川を例に見ると、必ず河畔林があり、人がよく利用する場所には非常に調和した形でカフェとかレストランがある等、日常的に人が使うことによって河川と親しむということがかなりうまくつながっている。そういう点では、信濃川下流では、まだ工夫する余地はあると考えられる。</p> <p>「やすらぎ堤」については、日陰が欲しい。大きな木が植えられると良い。</p>

分 類	留意事項 (総合的に考慮すべき事項、政令第10条より)	意 見
<p>【環境】 河川環境の整備と保全に関する事項（政令第10条 第3号）</p>	<p>流水の清潔の保持、景観、動植物の生息・生育状況、人と河川の豊かな触れあいの確保</p>	<p>「樹木管理」について、流れを妨げるものは適切に管理（伐採）し、貴重なものについては残すということであるが、適切に管理されているならば（植樹基準の枠を超えて）認められるという考え方を、信濃川が率先して打ち出すことができないのか。やすらぎ堤の右岸についてはあまり緑がなく、木陰もないという状況であり、一工夫いただきたい。</p> <p>広島の太田川で実施しているリバーカフェのような取り組みをやっていきたい。</p> <p>信濃川下流は、政令指定都市という大きな都市の真ん中を川が流れているという点が大きな特徴である。新潟市のまちづくりと河川のあり方をどう結びつけるかは、川の堤内地だけでなく、堤外地とのつながり方を考えるということであり、堤内地と堤外地のつながりを議題の柱として立ててほしい。</p>
<p>維持管理</p>		<p>やすらぎ堤をにぎわい空間として活用するため、指定管理者制度などのタウンマネジメント的な管理手法を導入できないか。</p> <p>流下を妨げる堤外地の樹木伐採については全面伐採するのではなく、流れに沿って並木状に残す等の工夫が出来ないか。残された並木列の間をきちんと整備すれば「水と緑の空間」として魅力を高めることが出来ると考える。</p> <p>河川に何らかの変状があった場合に住民や利水関係者、舟運関係者など、日頃から河川を利用する方から情報提供が届き、事務所が的確かつ迅速に対応するという体制が平生からできているということが望ましい。</p> <p>川の自然環境面、雨等による汚染物質の流出するなどの安全性の観点から、不法投棄の現状や改善策について議論していくことは非常に重要ではないか。</p> <p>不法投棄の問題と同様、不法係留がものすごく多いことも実情としてあり、対策が必要ではないか。</p>
<p>整備計画全般に関するご意見等</p>		<p>信濃川といえば日本の代表的な川であるので、ブランド力を発揮し、「日本の大河川」ということを目標に整備をしていただきたい。</p> <p>新潟らしさみたいなものが整備計画になじむのかという話はあるが、反映した方が良い。</p>

分 類	留意事項 （総合的に考慮すべき事 項、政令第10条より）	意 見
整備計画全般に関する ご意見等		（流域の）歴史的な豊かさみたいな話から、これからどんな豊かさのある信濃川を目指していくのかについて、もう少し整備計画で書き込んでいただきたい。
		信濃川を紹介するガイドブックで流域の遺跡との関係を取り上げ、信濃川の歴史的役割を明らかにして頂きたい。
		治水、安全な生活空間の確保ということはどうしても必要なことであるが、河川は多様な機能を持っており、利水、環境、その他の機能も含めて調和がとれた形で全体の整備計画が進んでいかなければならない。
		信濃川水系という非常に大きな河川であるが、特に下流域という所では関わっている人の数が圧倒的に多く、低平地を流れている河川であるという特徴があり、そういう中で特に何が問題になっているのかをはっきりと伝わるような形で整理する必要がある。
		信濃川河川整備計画の策定に当たっては、信濃川流域の歴史・文化・風土を踏まえた上で、本来の信濃川らしさに配慮した整備を進めていくべきではないか。
		環境問題は30年かけて整備したのでは遅過ぎる。できるものはすぐ始める、あるいは行政に働きかける等、（整備計画とは区分を別に）スピード感を持ってやっていくべきである。
		市民中心の河川管理機構のような団体を立ち上げる等、住民参加型の組織論（組織計画）を整備計画策定の中で議論し、市民が愛せる川にしていきたい。
		普段から川に接する機会を増やすことで、川の楽しさや怖さを認識させていくことが必要であり、その為にもっと川に人が近づき易く、楽しめる場、認識を深める場を作らなければいけない。こういう防災意識向上の内容も含めて河川整備の中で少し方針が説明されるようにしていきたい。